

公衆浴場における水質基準等に関する指針の一部改正について

公衆浴場における水質基準等に関する指針が一部改正され、浴槽水の水質基準が「大腸菌群」から「大腸菌」に変更されました。

この水質基準は、2025年4月1日から適用になります。

【改正の概要】

◎原湯、原水、上がり用湯水及び打たせ湯に使用する湯水

(改正前)

| 項目名 | 基準値 |
|---|---------------------|
| pH値 | 5.8以上8.6以下であること |
| 色度 | 5度以下であること |
| 濁度 | 2度以下であること |
| 有機物(全有機炭素(TOC)の量) | 3mg/L以下であること |
| 〔または、過マンガン酸カリウム消費量 (※1)使用している消毒剤の成分によっては)〕 | (10mg/L以下であること。) |
| 大腸菌 | 検出されないこと |
| レジオネラ属菌 | 10 CFU/100mL未満であること |

(改正後) 現行通り

| 項目名 | 基準値 |
|---|---------------------|
| pH値 | 5.8以上8.6以下であること |
| 色度 | 5度以下であること |
| 濁度 | 2度以下であること |
| 有機物(全有機炭素(TOC)の量) | 3mg/L以下であること |
| 〔または、過マンガン酸カリウム消費量 (※1)使用している消毒剤の成分によっては)〕 | (10mg/L以下であること。) |
| 大腸菌 | 検出されないこと |
| レジオネラ属菌 | 10 CFU/100mL未満であること |

◎浴槽湯水

(改正前)

| 項目名 | 基準値 |
|---|---------------------|
| 濁度 | 5度以下であること |
| 有機物(全有機炭素(TOC)の量) | 8mg/L以下であること |
| 〔または、過マンガン酸カリウム消費量 (※1)使用している消毒剤の成分によっては)〕 | (25mg/L以下であること。) |
| 大腸菌群 | 1個/mL以下であること |
| レジオネラ属菌 | 10 CFU/100mL未満であること |

(改正後)

| 項目名 | 基準値 |
|---|---------------------|
| 濁度 | 5度以下であること |
| 有機物(全有機炭素(TOC)の量) | 8mg/L以下であること |
| 〔または、過マンガン酸カリウム消費量 (※1)使用している消毒剤の成分によっては)〕 | (25mg/L以下であること) |
| 大腸菌 | 1個/mL以下であること |
| レジオネラ属菌 | 10 CFU/100mL未満であること |

【塩素系消毒剤と適用する検査項目】

| 使用する塩素系消毒剤の成分名 | 適用する検査項目 |
|-------------------------------------|---------------|
| 次亜塩素酸ナトリウム | 全有機炭素 |
| 次亜塩素酸カルシウム(さらし粉) | |
| 二酸化塩素 | |
| 電解次亜塩素酸水 (塩化ナトリウムの電気分解により生成するもの) | |
| (※1)ジクロロイソシアヌル酸 | 過マンガン酸カリウム消費量 |
| (※1)トリクロロイソシアヌル酸 | |

(※1)消毒剤に上記成分が使用されている場合は、過マンガン酸カリウム消費量として検査